

障害福祉サービス事業所等で事故等が発生した場合の報告について

障害福祉サービス事業所等で事故等が発生した場合は、利用者等への迅速な対応を行うとともに、下記の事例について、当該利用者の家族等に連絡を行った上で、障害者支援課及び関係機関（保健所、警察署等）等へ連絡してください。

《報告事項》

(1) 事故の場合

内 容	概 要
① サービス提供中の利用者及び職員の怪我・死亡事故など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 怪我の程度については、原則として医療機関を受診（施設内における受診を含む）したものとします。 ・ 報告対象は、施設・事業所内での事業所による介助時以外も含まれます。 ・ 利用者の過失による怪我の場合でも、医療機関を受診した場合は報告してください。
② 職員の法令違反、不祥事	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供に関連して発生したもの又は利用者の処遇に影響があるものは報告してください。
③ その他報告が必要と認められる事故	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記以外で利用者のサービス提供に影響があると思われる場合は、報告してください。 ・ 施設・事業所側の過失の有無は問いません。

(2) 感染症・食中毒の場合

●次のア～ウに該当する場合は、保健所へ報告するとともに、障害者支援課にも電話で報告（第一報）した後、報告書を提出してください。	ア 同一の感染症・食中毒による（と疑われる）死亡者・重篤者が1週間以内に2名以上発生した場合
	イ 同一の感染症・食中毒による有症者が1週間に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
	ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に事業所管理者等が報告を必要と認めた場合
●新型コロナウイルス感染症について、利用者及び職員に陽性者が発生した場合	速やかに障害者支援課に電子メール、ファクス、電話等で報告し、発生報告様式等の関係資料を作成・提出してください。

(3) 利用者に対する虐待（疑いを含む）の場合

障害福祉サービス事業所等で、利用者への虐待（疑いを含む）を発見した場合は、速やかに以下のいずれかにご連絡ください。

北九州市障害者虐待防止センター	093-861-3111
北九州市保健福祉局障害者支援課	093-582-2424

《報告及び方法》

(1) 重大な事故（死亡・重傷事故、行方不明等）及び感染症・食中毒の場合

発生後、速やかに北九州市障害者支援課に電話で報告（第一報）してください。

北九州市保健福祉局障害者支援課

093-582-2424

※本市障害者支援課以外に報告が必要な機関等へも、併せて連絡してください。

(2) その他の事故の場合

事故発生後、一週間以内に、事故報告書（様式については下記「(3) 報告書の様式」参照）を本市障害者支援課に郵送で提出してください。

〔郵送先〕 〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局障害者支援課 指定指導係

※誤送信を防ぐため、緊急時等を除き、FAX・電子メールでは送付しないでください。

(3) 報告書の様式

報告書の様式は、原則として次ページ掲載の様式「障害福祉サービス等に係る事故報告書」により提出してください。（報告後、症状が悪化した場合等は、その旨を記載して再度報告書を提出してください。

なお、所定の様式以外の書類で提出する場合は、下記報告書と同じ項目を記載してください。

※様式「障害福祉サービス等に係る事故報告書」は、本市ホームページに掲載しています。

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600219.html>

【参考】事業所等における日頃からの対策について

各事業所や施設において、事故や感染症の発生等に適切に対応できるようにするため、日頃から、次のような体制の整備を図ってください。

1 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時の対応マニュアルを定めておくなど、あらかじめ事故が発生した場合の対応方法について定め、従業者に周知してください。
- (2) 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。
- (3) 事故が生じた際はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じてください。
なお、厚生労働省において「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）」が示されていますので、参考にしてください。
- (4) 事故につながる恐れがあった、いわゆる「ヒヤリ・ハット」事案についても、報告書を作成して従業者に周知するなど、事故発生の防止に努めてください。

2 衛生管理（感染症・食中毒）

- (1) 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。
- (2) 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策、新型コロナウイルス感染症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国等から発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じてください。
- (3) 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。